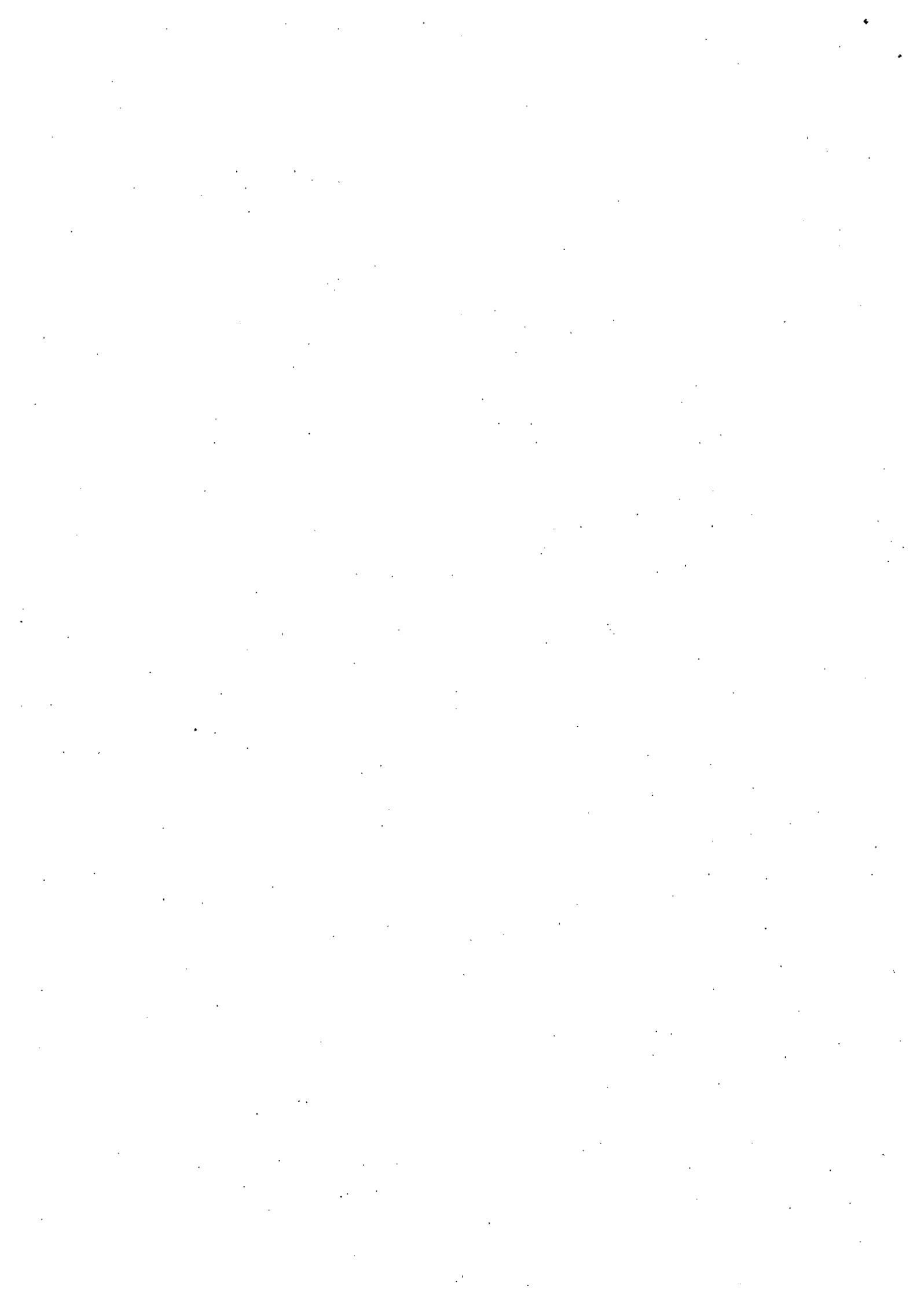


第95号議案 地方独立行政法人長崎市立病院機構第2期中期計画の変更の認可について

目次	ページ
1 地方独立行政法人長崎市立病院機構第2期中期計画の変更の認可について	
(1) 地方独立行政法人の中期計画について .....	1
(2) 地方独立行政法人長崎市立病院機構第2期中期計画の変更について ...	3
参 考	
地方独立行政法人長崎市立病院機構第2期中期計画 .....	5

市民健康部

令和元年6月



# 1 地方独立行政法人長崎市立病院機構第2期中期計画の変更の認可について

## (1) 地方独立行政法人の中期計画について

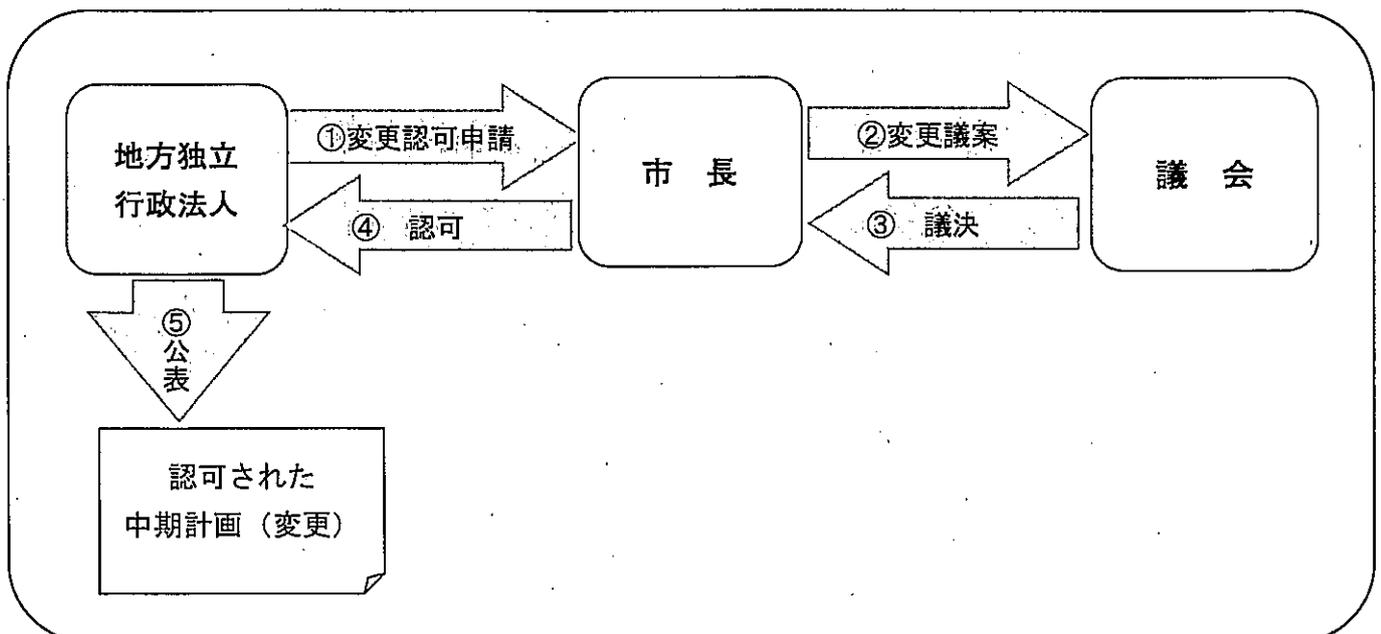
### ア 中期計画の意義

中期計画は、市長から指示された業務運営の目標(「中期目標」)を達成するための具体的計画であり、地方独立行政法人は、自ら定めたその計画に従い、自主性及び自律性をもって業務を実施する。

### イ 中期計画の記載事項 《地方独立行政法人法第26条第2項》

- (ア) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- (イ) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- (ウ) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
- (エ) 短期借入金の限度額
- (オ) 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- (カ) 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- (キ) 剰余金の使途
- (ク) 料金 《法第83条第2項》
- (ケ) その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

### ウ 中期計画の認可(変更含む)に係る手続き



【参考】根拠条文

○ 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）抜粋

（中期計画）

第 26 条 地方独立行政法人は、前条第 1 項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとすべき措置

(3) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(4) 短期借入金の限度額

(4) の 2 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

(5) 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

(6) 剰余金の使途

(7) その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3～4 （略）

（料金及び中期計画の特例）

第 83 条

第 2 項 公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画においては、第 26 条第 2 項各号に掲げる事項のほか、料金に関する事項について定めるものとする。

第 3 項 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第 26 条第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

(2) 地方独立行政法人長崎市立病院機構第2期中期計画の変更について

ア 第2期中期計画の期間

平成28年4月1日から令和2年3月31日まで

イ 変更理由

地方独立行政法人長崎市立病院機構が運営する長崎みなとメディカルセンターにおいて、入院患者に対する歯科診療を開始するにあたり、患者から徴収する使用料を規定する必要があること等のため、中期計画に規定している料金に関する事項を変更するもの。

ウ 変更内容 (第10 料金に関する事項 1 使用料 )

(ア) 歯科診療の算定根拠を規定するもの(第1号)

入院患者に対する口腔機能管理については、開業医の往診による歯科診療により実施しているが、これを、長崎みなとメディカルセンターの歯科医が診療し、その診療報酬を請求することができるよう、歯科診療の算定根拠を規定するもの。

(イ) 所要の整備を行うもの(第2号)

介護サービスに係る使用料の算定根拠に規定している「厚生労働大臣が定める1単位の単価」については、平成27年3月に全部改正されており、告示年及び告示番号を改正する必要があるため変更するもの。

エ 新旧対照表（抜粋）

現行	変更(案)
<p>第10 料金に関する事項</p> <p>1 使用料</p> <p>患者の使用料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)により算定した額</p> <p>(2) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第20号)、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)及び厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成12年厚生省告示第22号)により算定した額</p>	<p>第10 料金に関する事項</p> <p>1 使用料</p> <p>患者の使用料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)、別表第2歯科診療報酬点数表及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)により算定した額</p> <p>(2) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第20号)、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)及び厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号)により算定した額</p>

地方独立行政法人長崎市立病院機構第2期中期計画

地方独立行政法人長崎市立病院機構は、市長の指示である第2期中期目標に掲げられた4つの使命をはじめとする目標を達成し、効率的・効果的な病院経営を推進するため、次のおり中期計画を定めるものとする。

第1 中期計画の期間

平成28年4月1日から平成32年3月31日まで

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

1 診療機能

(1) 目指す医療

ア 救急医療

第2期中期計画期間中の早期にER型の救命救急センターの整備に努め、地域住民が安心できる充実した救急医療を提供する。

また、地域の中核的基幹病院として地域医療機関や消防局との連携を図るとともに救急救命士等の教育も行い、地域の救急医療体制の充実を図る。

【目標値】

(単位：人)

指 標	平成26年実績値(暦年)		平成31年目標値 (暦年)
	病 院	人 数	
救急搬送人数	長崎みなとメディカルセンター 市 民 病 院	3,127	3,300
	長崎みなとメディカルセンター 成人病センター	170	
	合 計	3,297	

イ 高度・急性期医療

3大疾病(がん・心疾患・脳血管疾患)等に対応するため、地域の医療機関との連携及び役割分担を行い、地域の中核的基幹病院としての使命を果たす。

また、複数の疾患を持つ患者等に対応できるように診療科の枠を超えた医療を提供するとともに、より身体的負担が少ない手術や検査の充実、先進医療の実施体制の整備を図る。

【参考値(長崎みなとメディカルセンター 市民病院)】 (単位：件)

指 標	平成26年度実績値
内視鏡手術等件数	797

○ がん

がん治療については、5大がん（肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、肝臓がん）に対して高水準な診療を提供するとともに専門医等を中心に多職種による専門性の高いチームを組織し、患者により快適な医療提供を図る。

また、治療の困難な原発不明がん、高度進行がん等に対しては、複数診療科にわたる集学的治療の提供体制を強化する。

地域がん診療連携拠点病院として、地域医療圏における急性期の集中的高度医療を提供する役割を担当するとともに、地域医療圏の人材育成、患者、家族を含め市民へのがんに関する相談、がん情報の提供、啓発・教育を実施する。

[参考値（長崎みなとメディカルセンター 市民病院）]

指 標		平成 26 年度実績値
がんに関する相談人数(人)		744
緩和ケア チーム活動	カンファレンス・回診(回)	47
	院内研修(回)	3
がん手術件数(件)		586
放射線治療件数(件)		6,131
外来化学療法件数(件)		1,652

○ 心疾患

心疾患については、心臓血管内科・外科医師とともに看護師、コメディカルスタッフが一体となった診療体制で相乗効果を高め高水準の治療体制を維持・向上するとともに引き続き24時間365日救急医療にも対応する。

[参考値（長崎みなとメディカルセンター 市民病院）]（単位：件）

指 標	平成 26 年度実績値
急性心筋梗塞手術件数	140
心臓カテーテル手術等件数	566

○ 脳血管疾患

脳血管疾患については、脳神経内科・外科医師とともに看護師、コメディカルスタッフが一体となった診療体制で引き続き24時間365日救急医療にも対応する。

【目標値（高度・急性期医療）】

（単位：件）

指 標	平成 26 年度実績値		平成 31 年度目標値
	病 院	件 数	
手術件数	長崎みなとメ ディカルセン ター 市 民 病 院	2,649	3,500
	長崎みなとメ ディカルセン ター 成人病セン ター	95	
	合 計	2,744	

（注 1）麻酔科医又は手術部スタッフが関わった手術等の手技件数（手術室以外も含む。ただし、複数術野の手術等、一手術が診療報酬上複数の手術に区分けされる場合、合わせて1件とする。内視鏡手術及び心臓カテーテル手術等は含まない。）

（注 2）平成 26 年度実績値には、麻酔科医又は手術部スタッフが関与しなかったペースメーカー移植術 79 件を含む（第 1 期中期計画においては、平成 25 年度までは手術部スタッフ等が関与しており、ペースメーカー移植術が含まれた目標値を設定していたため。）

ウ 小児・周産期医療

地域周産期母子医療センターとして、地域の医療機関との連携及び役割分担を行い、ハイリスク出産への対応や新生児・未熟児医療を行い、小児・周産期医療の充実に引き続き努め、安心して子どもを産み育てられる環境の整備に寄与するとともに、長崎大学病院等とも連携して小児・周産期医療を担う人材育成に取り組む。

〔参考値（長崎みなとメディカルセンター 市民病院）〕（単位：件）

指 標	平成 26 年度実績値
分べん件数	389

エ 政策医療

災害発生時において行政や地域の医療機関と連携し、災害拠点病院として患者の受入れを行うとともに、医療救護活動等を実施する。そのために、平時においてもマニュアルの整備や訓練等に積極的に取り組む。また、他の自治体等において大規模災害が発生した場合は、長崎DMAT（災害派遣医療チーム）を被災地に派遣するなど医療救護活動の支援を行う。

結核医療及び感染症医療については、引き続き役割を堅持し、新型インフルエンザ等の感染症発生時においては、行政や関係医療機関と連携を図り、速やかな患者受入れや拡大防止等の対応を行う。

また、透析医療についても引き続き実施する。

[参考値（長崎みなとメディカルセンター 市民病院）]

指 標	平成 26 年度実績値
災害訓練の実施回数	年 1 回
長崎DMA Tチーム数	1 チ ー ム

[参考値（長崎みなとメディカルセンター 成人病センター）]（単位：人）

指 標		平成 26 年度実績値
感染症患者数	入院	0
結核患者数	入院	3, 227
		〔 1 日最大入院患者数 19 1 日最大排菌患者数 19 〕
透析患者数	入院	3, 370
	外来	11, 465

(2) 地域医療への貢献と医療連携の推進

地域医療支援病院として、地域の医療機関との連携・協力体制を充実するための活動を積極的に行い、地域で完結する切れ目のない地域連携を推進し地域医療に貢献する。併せて、地域の医療従事者に対する研修会も積極的に行う。

また、地域の医療機関だけでなく介護関連施設等とも連携し、構築が進められている地域包括ケアシステムにおいても地域の中核的基幹病院としての役割を果たす。

【目標値】

（単位：％）

指 標	平成 26 年度実績値 （長崎みなとメディカル センター 市民病院）	平成 31 年度目標値	
紹介率 （地域医療支援病院）	52.5	50.0 以上	紹介率・逆紹介率については、地域医療支援病院の基準を満たすことを目標とする。
逆紹介率 （地域医療支援病院）	75.6	70.0 以上	

（注 1）平成 26 年度実績値は、平成 27 年 10 月に長崎県医療政策課へ報告した実績

（注 2）算定式

$$\left[ \text{紹介率 (\%)} = \frac{\text{紹介患者数}}{\text{初診患者数}} \times 100 \right] \left[ \text{逆紹介率 (\%)} = \frac{\text{逆紹介患者数}}{\text{初診患者数}} \times 100 \right]$$

初診患者数＝初診料算定患者数－休日夜間受診患者数（※1）－救急搬送患者数（※1）

紹介患者数＝紹介患者数（※2）－休日夜間受診患者数（※2）－救急搬送患者数（※2）

※1 初診料を算定した患者

※2 初診料を算定した紹介患者

[参考値（地域医療支援病院関係：長崎みなとメディカルセンター 市民病院）]

指 標	平成 26 年度実績値
地域医療講演会開催回数(回)	12
地域医療講演会参加人数(人)	698
医療福祉相談件数(件)	2,883

[参考値（あじさいネット関係：長崎みなとメディカルセンター 市民病院）]

指 標	平成 26 年度末累計値
登録施設数(施設)	86
登録人数(人)	2,257
紹介数(人)	1,193
アクセス件数(件)	31,403

※平成 26 年度末累計値は、平成 21 年 11 月～平成 27 年 3 月の累計

### (3) 安全安心で信頼できる医療の提供

#### ア 情報の共有化とチーム医療の推進

医師をはじめとした医療スタッフが関わる医療情報の一元管理やカンファレンスの実施により、各スタッフが共通認識をもったうえで専門性を発揮し、互いに連携・補完し合うチーム医療を推進する。

また、各種医学管理・指導を徹底することで、質の高い医療の提供を行う。

#### イ 医療安全対策の充実

医療安全委員会及び各所属のリスクマネージャーを中心として、ヒヤリハット事例などを積極的に報告する組織風土を醸成するとともに、報告は適切に分析し対策を講じるなど、安全風土の醸成・安全対策の充実を図る。

また、職員の医療安全に対する知識向上のため、リスクマネージャーを通じた情報提供や多様な職種に対応した研修会の開催などに努めるとともに、定期的な院内ラウンドチェックなどにより安全を意識した行動の定着を図る。

医薬品及び医療機器に関する安全管理についても、チェック体制の強化や安全器材の導入、研修会の開催などにより充実を図る。

[参考値（長崎みなとメディカルセンター 市民病院）]（単位：回）

指 標	平成 26 年度実績値
医療安全委員会開催回数	12
医療安全研修実施回数	20

#### ウ 院内感染防止対策の実施

感染制御センター及び院内感染対策委員会、院内感染防止対策チームを中心とした活動を行うとともに、多様な職種に対応した研修会の開催などに努め、院内感染防止対策を確実に実施する。

院内感染防止対策チームにおいては、定期的な院内ラウンドチェックを実施し、

院内感染の未然防止・早期発見に努める。

[参考値 (長崎みなとメディカルセンター 市民病院)] (単位:回)

指 標	平成 26 年度実績値
感染防止対策委員会開催回数	12
感染防止対策研修実施回数	53

#### (4) 公立病院としての役割の保持

##### ア 外国人への医療の提供

職員の語学力向上、通訳の体制、院内案内版等の外国語併記、外国語パンフレットなど、国際観光都市の公立病院として外国人観光客等が安心して医療を受けられる体制を整備する。

[参考値 (長崎みなとメディカルセンター 市民病院)] (単位:人)

指 標		平成 26 年度実績値
外国人患者数	延べ入院患者数 ( ) 内は実数	182 (19)
	延べ外来患者数 ( ) 内は実数	103 (55)

(注) 院内通訳 (当院職員) が対応した外国人患者

##### イ 県・市の福祉保健部門等との連携推進

県・市の福祉保健部門をはじめとした関係機関と連携し、各種会議等も含めた情報共有や協議を行い、地域医療の充実、各種検診の啓発・充実、災害時の対応など市民の命と健康を守るための役割を果たす。

## 2 住民・患者の視点に立った医療サービスの提供

### (1) 患者中心の医療の提供

電子カルテシステムなどの医療情報システムの活用により、多職種が保有する患者情報を共有するとともに、患者用クリティカルパスの活用、インフォームド・コンセントの充実・徹底を図り、患者中心の医療の提供を行う。また、看護体制とともにコメディカルスタッフの体制も充実させ病棟配置する等、多方面でのきめ細やかな患者サービスの実施に努める。

更に在院日数が短縮していくなか、早期に退院・転院等が困難な患者の支援策として、地域包括ケア病棟設置の検討や退院支援の充実を図る。

## 【目標値】

(単位：%)

指 標	平成 26 年度実績値 (長崎みなとメディカル センター 市民病院)	平成 31 年度目標値
クリティカルパス(適用率)	44.0	50.0
患者アンケートによる 満足度の向上 (やや満足以上)	80.7	85.0

## (2) 住民・患者への適切な情報発信

病院の役割や機能、各疾患の治療内容、手術等の実績など、住民・患者が求める情報をホームページ、パンフレット、情報誌などの媒体を通じて適切に情報提供を行うとともに、健康教室なども積極的に行い、顔が見える中での情報発信も行う。

[参考値 (長崎みなとメディカルセンター 市民病院)] (単位：回)

指 標	平成 26 年度実績値
情報誌発行回数	12
患者・家族向け (院内)	7
住民・医療機関向け (院外)	5
ロビーコンサート等の開催回数	3
市民向け講演会開催回数	30

## (3) 患者ニーズへの対応の迅速化

患者アンケートやご意見箱等により、患者ニーズを把握し、必要な改善を適宜行うとともに、ボランティアスタッフの意見も積極的に取り入れ患者視点に立った病院づくりを進める。

[参考値 (長崎みなとメディカルセンター 市民病院)]

指 標	平成 26 年度実績値
患者サービスに係る委員会開催回数(回)	12
病院機能評価認定	認定更新 (3rdG ver.1)

## (4) 職員の接遇向上

患者及び地域住民から信頼され愛される病院であり続けるため、病院理念の徹底、職員研修の実施、接遇指導ができる職員の育成などを行うとともに、職員同士の連携とコミュニケーションを更に深めることにより、患者に対する接遇向上を図る。

[参考値 (長崎みなとメディカルセンター市民病院)] (単位：回)

指 標	平成 26 年度実績値
接遇研修開催回数	2

(5) ボランティアとの協働

ボランティアスタッフが、病院組織の一員として積極的に活動を行うことができるように組織に位置付け、多種多様な活動の場や定期的な情報共有の場を作り、ボランティアスタッフの意見を積極的に取り入れた活動を行う。

また、ボランティア活動を職員にも周知し、病院全体で活動支援を行う体制を構築する。

[参考値 (長崎みなとメディカルセンター市民病院)] (単位:人)

指 標	平成 26 年度実績値
ボランティア登録数	15

3 マグネットホスピタルとしての機能

(1) 適正配置と人材評価

ア 医療スタッフの適正配置と組織の見直し

医療水準の維持・向上を図り、地域の中核的基幹病院としての役割を果たすために、医師をはじめとした医療スタッフを適切に配置し、必要な医療提供体制を実現する。4つの柱のうち、特に救急医療、高度医療、小児・周産期医療については人員強化を図り、安全・安心な医療を提供する。

また、臨床研修指定病院として、より一層の研修プログラムの充実や病院全体での指導體制の強化等を図り、研修医を積極的に受け入れる。

更に中核的基幹病院として、地域医療構想など医療環境が変化していく中で、その変化に対応できる弾力的な組織体制を構築する。

【目標値】

(単位:人)

指 標	平成 27 年度実績値	平成 31 年度目標値
医師数	95	96

(注1) 平成 27 年 4 月 1 日現在 (研修医を除く。)

(注2) 平成 27 年度医師数内訳 長崎みなとメディカルセンター 市民病院 86 人  
長崎みなとメディカルセンター 成人病センター 9 人

【目標値】

指 標	目 標 値
7 対 1 看護体制	7 対 1 看護体制の維持

[参考値]

(単位：人)

指 標	平成 27 年度実績値		
	長崎みなとメ ディカルセンタ ー 市 民 病 院	長崎みなとメ ディカルセンタ ー 成人病センタ ー	計
看護職員数	452	81	533
医療技術員数	115	28	143
医師事務作業補助者数	28	1	29
100床あたり職員数	181.9	—	—

(注1) 平成27年4月1日現在（再任用短時間勤務職員、嘱託員を含む。）

(注2) 100床あたり職員数には、常勤換算した再任用短時間勤務職員、嘱託員を含む。

(注3) 100床あたり職員数は、稼働病床（364床）を基準としている。

[参考値（長崎みなとメディカルセンター 市民病院）]（単位：人）

指 標	平成 27 年度実績値
初期研修医受入数	20

(注) 平成27年4月1日現在

#### イ 職員採用の柔軟化

新卒採用だけでなく、中途採用、外部登用、再雇用などの柔軟な採用形態と、短時間勤務など職員のワークライフバランスにも配慮した多様な勤務形態での採用を行い、必要な人員の確保と欠員の迅速な補充に努める。

また、非正規職員から正規職員への登用制度の構築など、必要な人材を確保するための方策を検討する。

#### ウ 適正な人材評価

職員の仕事に対する意欲と能力を高めるために、当院独自の人事評価システム（WES：Work Editing Service）の定着を図り、職員の業績の適正評価と人材育成に活用する。

#### エ 職員満足度の向上

職員にとって働きがいと誇りが持て、働きやすい職場とするために、ワークライフバランスに配慮した労働環境整備と、仕事に対する意欲と能力を高めることができる適正な人材評価を行う。

また、職員に対して様々な相談窓口を周知し、メンタルヘルス支援、ハラスメント対策等を充実させ、職員の精神的な健康の確保にも努める。

### (2) 医療スタッフの育成

#### ア 研究・研修事業の強化

研究開発センターの機能を強化するなど、臨床研究及び治験が行いやすい環境を整備し、多職種の研究を推進する。

また、医療スタッフの専門性や医療技術の向上を図るため、院内研修の充実と

ともに、外部講師を招聘しての研修、先進病院での研修など、様々な機会を設け研修制度の充実に努める。

更に、職員だけでなく地域の医療従事者、学生、実習生などの受け入れも積極的に行い、地域医療で活躍する人材の育成に貢献する。

[参考値 (長崎みなとメディカルセンター市民病院)] (単位: 件)

指 標	平成 26 年度実績値
治験実施件数	9
製造販売後調査件数	15
臨床研究件数	30

(注) 平成 26 年度実績値は、平成 26 年度に実施している件数 (新規・継続)

[参考値] (単位: 件)

指 標	平成 26 年実績値 (暦年)
学会発表件数	163
論文件数	44

#### イ 資格取得に対する支援強化

医療の質及び専門性の向上を図るため、多様な職種の専門資格取得を推進し、これを支援する。

また、職場環境を整備し、取得した資格を活かし専門性を発揮できる体制を整える。

[参考値] (単位: 人)

指 標	平成 26 年度実績値	
	長崎みなとメデ ィカルセンター 市 民 病 院	長崎みなとメデ ィカルセンター 成人病センター
認定看護師資格取得支援人数累計	10	1

(注) 資格取得支援人数累計は、平成 20 年度からの累計

#### 4 法令・行動規範の遵守

医療法をはじめとする関係法令の遵守はもちろんのこと、機構で定める倫理規程等を遵守するなどコンプライアンスを徹底し、適正な病院運営を行う。

また、個人情報保護、特定個人情報保護及び情報公開に関しては、市の条例等に基づいた対応に加え、厚生労働省が示している医療機関に対するガイドラインにも適切に対応する。

[参考値 (長崎みなとメディカルセンター市民病院)] (単位: 件)

指 標	平成 26 年度実績値
診療録開示件数	30

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 組織体制の充実・連携強化

##### (1) PDCAサイクルの徹底による業務評価の推進

WES (当院の人事評価システム) における目標管理等を活かし、各部門における目標及び計画の進捗管理と結果検証を行い対応する仕組みを確立することで、継続的に業務の改善を図る。

また、目標に対する業務実績や計画・予算の進捗状況、それらの分析結果等は、経営会議においてその内容を把握して対応方法を決定し、組織が一体となって取り組む仕組みを確立する。

理事会においては、業務実績や計画・予算の進捗チェックとともに、PDCAサイクルが機能しているかについてもチェックする。

##### (2) 事務部門の専門性の向上

医療制度改革や診療報酬改定、医療需要の変化等に迅速かつ的確に対応し、戦略的な病院経営を行うため、主に経営に関する企画と管理を行う部署の設置、病院事務としての使命感と高い専門性を持った職員の育成や人事ローテーション、他施設への研修派遣等を行い、専門性の向上を図る。

### 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 持続可能な経営基盤の確立

適正な病床稼働率を維持し、給与費比率、材料費比率及び経費比率の低減化に努め効率的・効果的な病院経営を行い、将来にわたって安定的かつ持続可能な経営基盤を確立する。そのために、PDCAサイクルの徹底と業務の見直しを確実に実施する。

また、第2期中期計画期間の4年間の経常収支を黒字とするよう努める。

#### 【目標値】

指 標		平成 26 年度実績値 (長崎みなとメディカル センター 市民病院)	平成 31 年度目標値
入 院 ( 一 般 病 床)	延べ患者数(人)	112,959	158,200
	1人1日当たり単価(円)	64,442	73,500
	病床稼働率(%) (病床数)	85.0 (364床)	87.5 (494床)
	平均在院日数(日)	11.0	11.0
外 来	延べ患者数(人)	132,980	145,200
	1人1日当たり単価(円)	13,443	17,200

(注1) 病床稼働率 (%) =  $\frac{\text{入院延べ患者数}}{\text{稼働病床数} \times \text{年間入院診療実日数(365日)}} \times 100$

(注2) 平均在院日数は、在院患者数で算出している。

(注3) 外来には、外来透析患者を含む。

[参考値 (長崎みなとメディカルセンター 成人病センター (結核・感染症))]

指 標		平成 26 年度実績値	
		結核	感染症
入院	延べ患者数(人)	3,227	—
	1人1日当たり単価(円)	25,577	—
	病床稼働率(%)	29.5	—
	平均在院日数(日)	61.7	—

【目標値】

(単位：%)

指 標	平成 26 年度実績値			平成 31 年度 目標値
	長崎みなとメデ ィカルセンター 市 民 病 院	長崎みなとメデ ィカルセンター 成人病センター	長崎市立病院機構 (法人全体)	
総収支比率	89.8	83.4	88.9	101.8
経常収支比率	94.8	84.2	93.3	101.8
医業収支比率	91.3	73.2	88.7	98.0
給与費比率	57.5	79.4	60.1	52.9
	55.7	74.5	58.0	50.4
材料費比率	23.0	23.5	23.0	24.4
経費比率	16.5	26.6	17.7	15.3

(注) 給与費比率は、上段に退職給付費用を含んだ給与費比率を、下段にそれらを除いた給与費比率を記載している。

## 2 業務の見直しによる収支改善

実施した診療行為を確実に収入につなげるための日常的な運用体制及びチェック体制を病院全体で確立するとともに、DPCデータの分析、他院ベンチマーク、クリティカルパスの活用などで収入増加に努める。

また、未収金に関しては未然防止を図るとともに回収率を向上させる。

支出に関しては、物品購入、業務委託などの価格交渉の徹底や節電等の経費節減などにより無駄をなくすとともに、予算進捗管理を徹底する。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

### 1 新市立病院建設の着実な推進

「長崎市新市立病院整備基本計画」に基づき、平成28年度に全面開院できるよう確実に事業に取り組む。

### 2 新市立病院における事業の円滑な推進

パートナーであるPFI事業者と密に連携し、患者サービス向上と施設の適正な維持・管理に努め、質の高い病院サービスを提供し、長期的な視点を持って事業の円滑な推進を図る。

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算（平成28年度から平成31年度まで）

（単位：百万円）

区 分		金 額
収入		61,391
収入	営業収益	56,264
	医業収益	54,158
	運営費負担金収益	1,933
	補助金収益	173
	営業外収益	299
	運営費負担金収益	214
	その他営業外収益	84
	資本収入	4,828
	運営費負担金	1,698
	長期借入金	2,805
その他資本収入	326	
その他の収入	0	
支出		60,777
支出	営業費用	52,735
	医業費用	52,735
	給与費	29,463
	材料費	14,217
	経費	8,889
	その他	166
	営業外費用	439
	資本支出	7,602
	建設改良費	3,326
	償還金	3,730
その他資本支出	546	
その他の支出	0	

（注1）期間中の診療報酬の改定、消費税率の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

（注2）数値の単位未満については、原則として四捨五入をしているため、総数と内数が一致しない場合がある。

【人件費の見積り】

期間中総額 29,463 百万円を支出する。なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基

本給、諸手当、法定福利費、退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金の繰出基準等】

運営費負担金については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算出する。また、建設改良費及び長期借入金等元利償還金に対する運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金等とする。

2 収支計画（平成28年度から平成31年度まで）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収益の部	59,285
営業収益	58,990
医業収益	54,107
運営費負担金収益	1,933
補助金収益	173
資産見返負債戻入	2,778
営業外収益	294
運営費負担金収益	214
その他営業外収益	80
臨時利益	0
費用の部	58,496
営業費用	57,724
医業費用	56,350
給与費	29,157
材料費	13,164
経費	8,277
減価償却費	5,595
その他	159
控除対象外消費税等	1,374
営業外費用	753
臨時損失	20
純利益	788
目的積立金取崩額	0
総利益	788

（注1）期間中の診療報酬の改定、消費税率の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

（注2）減価償却費5,595百万円には、資産見返負債戻入相当額2,778百万円を含む。

（注3）数値の単位未満については、原則として四捨五入をしているため、総数と内数が一致しない場合がある。

### 3 資金計画（平成28年度から平成31年度まで）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金収入	63,082
業務活動による収入	56,563
診療業務による収入	54,158
運営費負担金による収入	2,147
その他の営業活動による収入	258
投資活動による収入	2,023
運営費負担金による収入	2,023
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	2,805
長期借入れによる収入	2,805
その他の財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	1,691
資金支出	63,082
業務活動による支出	53,175
給与費支出	29,463
材料費支出	14,217
その他の業務活動による支出	9,495
投資活動による支出	3,326
有形固定資産の取得による支出	3,326
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	4,276
長期借入金の返済による支出	3,102
移行前地方債償還債務の償還による支出	628
その他の財務活動による支出	546
次期中期目標期間への繰越金	2,305

#### 第7 短期借入金の限度額

##### 1 限度額

1,000百万円

##### 2 想定される短期借入金の発生事由

- (1) 医療機器等の購入に係る一時的な資金不足への対応
- (2) 業績手当（賞与）の支給等による一時的な資金不足への対応
- (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

#### 第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

#### 第9 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、教育・研修体制の充実、組織運営の向上策等に充てる。

## 第10 料金に関する事項

### 1 使用料

患者の使用料は、次のとおりとする。

- (1) 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)により算定した額
- (2) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第20号)、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)及び厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成12年厚生省告示第22号)により算定した額
- (3) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第14条第2項の規定により定められた額
- (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第41条第2項の規定により定められた額
- (5) 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)に規定する初診時及び再診時の選定療養費 厚生労働大臣が定める基準に該当する場合に規定された額に基づき理事長が定める額
- (6) 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養に規定する特別室料 別表に掲げる額
- (7) 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養に規定する入院期間が180日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る長期入院選定療養費 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成18年厚生労働省告示第498号)に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じて得た額
- (8) 分べん料 別表に掲げる額
- (9) 健康診断料 医科点数表を基準として算定した額
- (10) (1)から(9)までに掲げる以外のもの 別に理事長が定める額

### 2 手数料等

手数料等は、次のとおりとする。

- (1) 診断書料 1通につき 3,000円以上7,000円以下
- (2) 証明書料 1通につき 1,000円以上2,000円以下
- (3) 督促料 1通につき 100円

### 3 消費税

前記1及び2の場合において、消費税の課税の対象となる療養、医療等に係る使用料及び手数料等は、前記1及び2において定める額に消費税(地方消費税を含む。)を加えた額とする。

4 診療契約に係るものの使用料等

国民健康保険組合その他の団体等との間における診療契約に係るものの使用料及び手数料については、前記1(1)及び前記2の定めにかかわらず、その契約の定めるところによる。

5 料金の減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料を減免することができる。

6 延滞金

督促を受けたものが、使用料等を納付する場合には、延滞金を徴収することができる。

7 その他

第10料金に関する事項に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

別表（使用料関係）

1 特別室料

区 分	単 位	金 額
準個室（4床室）	1日	2,000円を上限として 理事長が定める額
一般個室	1日	8,000円
特別個室	1日	24,000円

2 分べん料

区 分		金 額	
帝王切開の場合		1胎につき	18万円
通常分べん の場合	平日	時 間 内	1胎につき 25万円
		時 間 外	1胎につき 30万円
		深 夜	1胎につき 30万円
	休 日	1胎につき 30万円	
帝王切開及 び通常分べ ん以外の場 合	平日	時 間 内	1胎につき 16万円
		時 間 外	1胎につき 19万2,000円
		深 夜	1胎につき 22万4,000円
	休 日	1胎につき 22万4,000円	

多胎の分べんをする場合の2胎目以降の分べん料は、1胎につき左欄の区分に応じ定める金額に2分の1を乗じて得た額とする。

備考

- 1 「通常分べん」とは、第 10 料金に関する事項 1 (1)の規定により使用料が算定される療養、医療等を伴わない分べんをいう。
- 2 「時間内」とは、午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までをいう。
- 3 「時間外」とは、2 及び 4 に掲げる時間帯以外の時間帯をいう。
- 4 「深夜」とは、午前 0 時から午前 6 時まで及び午後 10 時から午後 12 時までをいう。
- 5 「休日」とは、次に定める日をいう。
  - (1) 日曜日及び土曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
  - (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- 6 分べん料の場合の区分の決定は、出産時刻の属する時間帯による。

第 1 1 その他長崎市の規則で定める業務運営に関する事項

- 1 施設及び設備に関する計画 (平成 28 年度から平成 31 年度まで)

(単位：百万円)

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設、医療機器等整備	3,326	長期借入金他

(注) 各事業年度の施設及び設備に関する計画の具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

2 中期目標の期間を超える債務負担

ア 移行前地方債償還債務

(単位：百万円)

	中期目標期間 償 還 額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	628	1,612	2,240

イ 長期借入金償還債務

(単位：百万円)

	中期目標期間 償 還 額	次期以降償還額	総債務償還額
長期借入金償還債務	3,101	9,772	12,873

ウ 新病院整備等事業

(単位：百万円)

	事業期間	中期目標期間 事 業 費	次期以降 事 業 費	総事業費
新病院整備等事業	平成 28 年度から 平成 42 年度まで	2,588	4,152	6,740

(注) 事業期間は、中期目標期間以後の分について記載している。

3 積立金の処分に関する計画

なし